

地籍調査成果についての注意事項

①最新の登記状態ではありません。

交付する地籍図、座標等は**地籍調査を行った当時のものです**。地籍調査後に行われた分筆、合筆、地積更正などは成果に反映されていません。最新のものが必要な場合は、法務局で登記簿、公図、地積測量図などを取得してください。

②地籍成果の修正について

地籍成果の登記完了後に錯誤が判明し修正を行った箇所もありますので、**必ず最新の登記情報・地図情報を法務局で取得し確認してください**。

③境界標が亡失している場合があります。

地籍調査時に境界標（プラスチック杭・鋸・プレートなど）を設置しておりますが、現在は亡失している場合があります。亡失している場合の境界標の再設置は個人で対応していただくこととなります（地籍調査前に地積測量図が既に登記されていた場合は、その座標値を使用して地籍図を作成しているため、境界標を設置していない場合もあります）。

④筆界が決まっていない場合があります。

地籍調査時に筆界が確定しなかった箇所は「**筆界未定**」となっております。筆界未定を解消するには、土地所有者および隣接地所有者全員で境界確認を行い、測量して登記する必要がありますが、個人で対応していただくこととなります。

⑤地籍調査前と地籍調査後で面積が異なる場合があります。

地籍調査では境界標の設置後に境界を測量し、実測面積にて登記しておりますので、調査前と調査後で面積が異なる場合があります。

⑥登記前の成果について

法務局での登記が終わっていない箇所は、土地所有者の同意があれば**参考資料**として成果を交付することもできますが、最終的に登記情報・地図情報が変わる可能性がありますので、登記完了後に**必ず法務局で確認してください**。

⑦令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震の影響について

地震の発生により地殻変動が生じたため、国土地理院の基準点座標が変更されておりますが、地震発生以前に登記された地籍成果については筆界点および地籍図根点の**座標値補正は行っておりません**。補正パラメーターは国土地理院のホームページで公開されておりますので、補正を行う場合はその数値を使用してください。